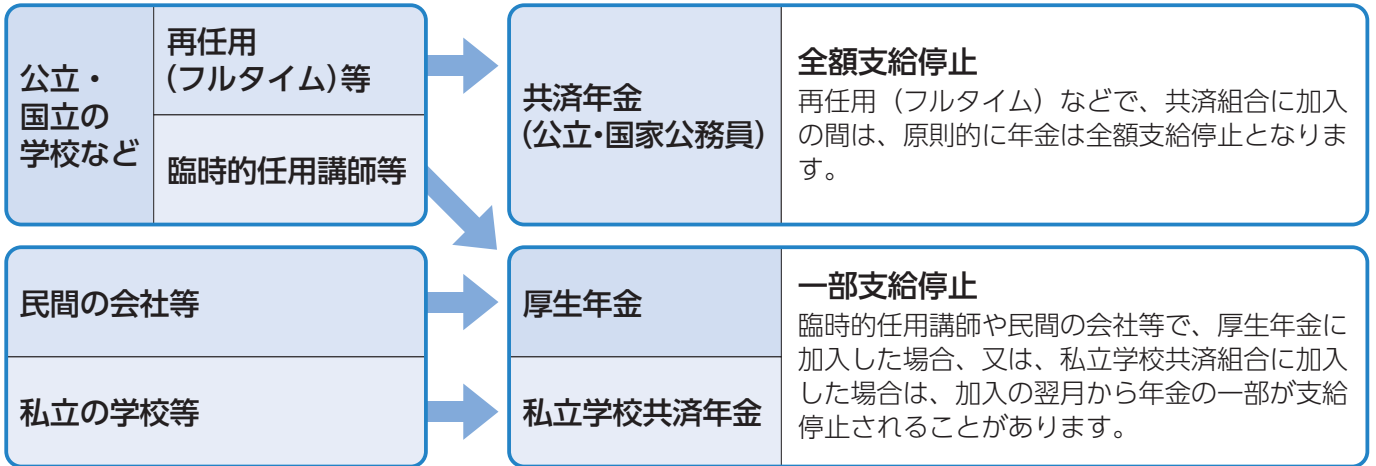


# ◆◆ 再就職と年金の支給停止 ◆◆

## 再就職した場合

退職共済年金（特別）の受給権者が、再就職先で、いずれかの公的年金制度に加入した場合、共済年金の全部又は一部が支給停止になります。



※年金受給者が厚生年金、私立学校共済年金に加入した場合、「就職届書」の提出が必要です。

### 一部支給停止計算式

$$\text{支給停止額} = \{ \text{収入合計月額} (\text{基準収入月額相当額}^{(注1)} + \text{基本月額}^{(注2)}) - 46\text{万円}^{(注3)} \} \times \frac{1}{2}$$

- (注1) 基準収入月額相当額 = 標準報酬(給与)月額(新しい就職先での給与月額) + 支給停止対象月の前月以前1年間の賞与等の額(公務員期間も含む)  $\times \frac{1}{12}$   
 (注2) 1か月分の年金額。ただし、職域年金相当部分及び加給年金額を除きます。  
 (注3) 平成25年度の基準額。賃金や物価の変動により改定されることがあります。



**例** 昭和28年4月15日生まれの者（平成26年5月分より年金支給開始）が定年退職し、平成26年4月8日から臨時的任用常勤講師（厚生年金保険適用）として再就職

- 標準報酬（給与）月額 **26万円**
- 支給停止対象月の前月以前1年間の賞与額（平成25年6月、12月の期末手当等） **192万円（1月当たり16万円）**
- 年金額（職域年金相当部分・加給年金額を除く） **144万円（1月当たり12万円）**

収入合計月額 / 26万 + 16万 + 12万 = 54万(円) > 46万(円) → 年金の一部が支給停止となる

- ・ 1月当たりの支給停止額 /  $(54\text{万} - 46\text{万}) \times \frac{1}{2} = \mathbf{4\text{万(円)}}$
- ・ 1月当たりの年金支給額 /  $12\text{万} - 4\text{万} = \mathbf{8\text{万(円)}}$

◎平成26年5月、6月分の年金は、4万円支給停止となりますが、平成26年7月分以降は、就職した月以前の1年間の賞与額が変わりますので支給停止額も変わります。

## 雇用保険を受給する場合

教職員は、基本的に雇用保険の適用を受けませんが、公立大学法人和歌山県立医科大学の職員又は、再任用（フルタイム）職員等として任用された場合は雇用保険の適用を受けます。

65歳未満の退職共済年金（特別）の受給権者が、失業給付（基本手当）を受給すると受給（求職）の申込みをした月の翌月から年金の一部（厚生年金相当部分）が停止となります。（支給される失業給付の額にかかわらず停止）公共職業安定所（ハローワーク）に受給申込みをする前に、失業給付の額等確認をしてください。

年金班 ● TEL073-441-3711

# 退職または転出をされる皆様へ 重要!!

## ◆◆ 貸付金の償還 ◆◆

貸付金を借り受けている方は、その貸付未償還残金（利息を含む）は退職手当から控除します。  
 控除後も未償還残金がある場合や退職手当から控除できない場合は、振込用紙を送付します。詳細については、4月以降に退職時の所属所長あてに通知します。  
 住宅貸付け等の借受者で団体信用生命保険（団信）に加入している場合は、償還完了後に未経過保険料充当金を指定口座に返金します。（手続不要）

## ◆◆ 宿泊施設の利用 ◆◆

退職された方とその家族の方が、在職中と同様に組合員料金で宿泊施設を利用できるように「宿泊施設特別利用者証」を発行しています。  
 また、任意継続組合員に加入された方は当支部からさらに補助が受けられますので、当支部までお問い合わせください。

### 宿泊施設特別利用者証について ～退職後も組合員料金でお得に～

「宿泊施設特別利用者証」は、ご宿泊の際に公立学校を退職された方であることを証明し、組合員料金でご利用いただけるカードです。（退職者説明会で配付させていただきます。）

- 利用期限がございませんので、生涯ご利用いただけます。
- このカード一枚で、ご本人はもちろん、ご家族の方（配偶者・子・父母・孫・祖父母・及び兄弟姉妹）も組合員料金でご利用いただけます。なお、ご家族であれば同居・同姓でなくてもかまいません。
- 他の共済組合の宿泊施設でも相互利用できます。（相互利用施設については、家族の方は一般料金になります。）



## ◆◆ 福祉保険制度(ファミリー年金・傷害退職給付金・入院費用給付金)の手続等 ◆◆

		平成26年3月31日時点で		
		満60歳以上の方	満55歳以上60歳未満の方	満55歳未満の方
制度等 内容	●平成26年10月31日まで、保障が継続されます。 （平成26年3月31日脱退）を昨年12月に申し出た方は、当年度末で保障終了） ●保障期間満了後のプラン「ファミリーサポートプラン」の加入資格があります。（平成26年3月31日脱退者を除く。）	○次の選択となります。 1 平成26年10月31日をもって脱退する。 2 引き続き満60歳で迎える年度末直後の10月31日まで加入する。 ●上記2を選択された方は、満60歳到達時には、保障期間満了後のプラン「ファミリーサポートプラン」の加入資格があります。	平成26年3月31日で保障終了となります。	
	●退職後、再任用により、引き続き組合員資格を有する方は、そのまま加入資格を継続します。	●退職に関する手続は不要です。		
手続	●保障期間満了後のプラン「ファミリーサポートプラン」の申込締切日は、平成26年3月31日です。（詳細は、1月に公立学校共済組合から送付されている通知文書をご覧ください。）	●平成26年6～7月頃に、公立学校共済組合から送付される「退職後継続確認書」を確認の上、手続をしてください。		
保険料	●「福祉保険制度」下期保険料（5～10月分）が、平成26年4月22日に、口座振替されます。（満60歳以上の方で、平成26年3月31日脱退者を除く。）		●「福祉保険制度」下期保険料（5～10月分）が、平成26年4月22日に、口座振替されますが、4～10月分の未経過保険料は平成26年9月頃までに返金されます。	
配当金	●平成26年10月31日脱退の場合は、当年度（平成25年11月1日～平成26年10月31日）の配当金を受け取ることができます。		●平成26年9月頃までに送金されます。（当年度の配当金はありません。）	
	毎年受取型	●平成27年2月頃送金されます。		
	毎年積立型	●平成26年3月31日脱退の場合…平成26年5月頃に送金されます。（当年度の配当金はありません。） ●平成26年10月31日脱退の場合…平成27年2月頃に送金されます。		

今後、公立学校共済組合から自宅あてに送付される通知文書を、必ず、ご確認ください。

詳細についてのお問い合わせ先… 公立学校共済組合福祉保険制度担当●0120-778-599  
 照会時間●月曜日～金曜日（祝祭日を除く）10:00～16:00

健康厚生班●TEL073-441-3713